

(仮称) 御所市北部認定こども園整備工事設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称

(仮称) 御所市北部認定こども園整備工事設計業務委託 (以下「本業務」という。)

2. 業務の目的

本業務は、「御所市北部認定こども園整備基本計画」に基づき、既存施設の解体及び計画施設の新築工事に係る設計業務を実施するものである。

尚、本業務対象施設は、利用者の「安全」を最優先にしつつ、「ゆとり」のある空間を有する施設とするとともに、機能性、経済性などにも配慮した持続可能で維持管理しやすい長寿命な施設とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 10 日まで

4. 敷地条件

- (1) 敷地の場所 : 御所市 1 番地の 9
- (2) 敷地面積 : 5,000 m²
- (3) 用途地域等 : 第 1 種住居地域 建築基準法第 22 条区域 15m 高度地区
建ぺい率 60% 容積率 200%
- (4) 接道条件 : 東松本御所線
- (5) 上下水道 : 整備済
- (6) ガス : 既存施設は LP ガスを使用。西接道に都市ガス管敷設有り。
- (7) その他 : 浸水想定区域内 (0.5m~3m)

5. 既存施設概要

- (1) 施設名称 : 御所市立御所幼稚園
- (2) 建物用途 : 幼稚園
- (3) 主要構造 : 鉄筋コンクリート造
- (4) 階数 : 地上 1 階建て
- (5) 延床面積 : 1,343 m²

6. 計画施設概要

- (1) 施設名称 : (仮称) 御所市北部認定こども園
- (2) 建物用途 : 児童福祉施設 (幼保連携型認定こども園)
- (3) 主要構造 : 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 (技術提案及び協議による)

- (4) 階数 : 地上 2 階 (技術提案及び協議による)
- (5) 延床面積 : 2,000 m² (技術提案及び協議による)
- (6) 耐震安全性の分類 : 技術提案及び協議による
- (7) 予定工事費 : 1,900,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
- (8) 建設工期 : 令和 12 年 12 月完成予定

II 業務仕様

1. 業務体制及び配置技術者の要件

(1) 業務体制

管理技術者、照査技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者を配置すること。

(2) 資格要件

管理技術者及び建築主任担当技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。

(3) 雇用要件

管理技術者及び建築主任担当技術者は、受注事業者との間において、直接的かつ恒常的 (参加表明書提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用がある。) に雇用されていること。

(4) 兼任要件

管理技術者は、建築主任担当技術者を兼任できる。

2. 設計業務内容

(1) 設計に関する標準業務 (国土交通省告示第八号別添一)

- ① 基本設計に関する標準業務
- ② 実施設計に関する標準業務
- ③ 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

(2) 設計に関する標準業務に付随して実施される業務 (国土交通省告示第八号別添四)

- ① 建築基準関係規定その他の法令又は条例等に基づく許認可等に関する業務
- ② 建築物の立地、規模又は事業の特性により必要となる許認可等に関する業務
- ③ 評価、調整、調査、分析、検討、技術開発又は協議等に関する業務

(3) 追加業務

- ① 既存施設解体工事に係る設計業務
- ② 工事費積算業務
- ③ 透視図の作成 (A3 額無し 鳥瞰図 1 枚、外観図 2 枚、内観図 2 枚)
- ④ 完成予想 3DCG 動画の作成 (外観、内観 計 3 分程度の動画)
- ⑤ 概略工事工程表の作成
- ⑥ リサイクル計画書の作成
- ⑦ 建築物の利用に関する説明書の作成

- ⑧ 住民説明等に必要な資料の作成
- ⑨ アスベスト、PCB 等有害物質の有無に関する調査及び報告書の作成
- ⑩ 仕上げ材等のアスベストの有無に関する分析調査及び報告書の作成

(4) その他

- ① 配置、構造、仕様、コスト等の検討及び資料の作成
- ② 外構、遊具及び構内緑化の検討及び資料の作成
- ③ 施設規模に適したエネルギー利用の検討及び資料の作成
- ④ 各種設備及び熱源利用方式の検討及び資料の作成
- ⑤ 家具、調理器具、什器、備品等の検討及び資料の作成
- ⑥ その他調査職員が指示する資料の作成

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 設計業務は、指示された設計と条件及び適用基準によって行うこと。
- ② 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行うこと。

(2) 適用基準

① 共通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の基本性能に関する技術基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 御所市公共施設等総合管理計画
- ・ 御所市立地適正化計画
- ・ 御所市保育行政基本構想
- ・ 御所市北部認定こども園整備基本計画
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- ・ 学校給食衛生管理基準
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル

② 設計

- ・ 公共建築工事標準仕様書
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図

- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 構内舗装・排水設計基準

③ 積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準等資料
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式
- ・ 公共建築工事標準歩掛り

(3) 業務計画書

業務着手前に業務計画書を調査職員に提出し、承諾を得ること。また、業務計画書には、次の内容を記載すること。尚、総合評価方式、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合、または、施工体制確認調査を経て業務を受注した場合は、それぞれの手続き時に提出した様式を業務計画書の内容に代えることができる。

- ① 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- ② 各担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- ③ 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合。）

(4) 貸与資料等

次に示すものを貸与するものとする。尚、貸与品等の引渡を受けた場合は、調査職員に受領書又は借用書を提出すること。

- ・ 御所幼稚園新築工事設計図
- ・ その他設計に必要な書類

(5) 打合せ及び記録

打合せは、原則として2回/月の定例会議を設け、その他、調査職員又は管理技術者が必要と認めた時に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

(6) 照査による報告

管理技術者は、業務実施にあたり照査技術者を選任して、各業務完了時にその成果について照査を行い、報告書を提出すること。

(7) その他、業務の履行に係る条件等

工事費概算書（実施設計の成果図書）の提出は、実施設計の完了期日に関わらず、令和9年12月24日までとする。

4. 成果図書及び提出部数等

(1) 基本設計

成果図書		部数等
a. 建築（総合）	・ 国土交通省告示第八号別添一	各 1 部
b. 建築（構造）		
c. 電気設備		
d. 機械設備		
e. 既存施設解体		
f. その他	・ 関係法令チェックリスト	1 部
	・ 法令又は条例等に基づく許認可等申請図書	適宜
	・ 透視図	1 式
	・ 業務報告書	1 部
	・ 打合せ記録簿	1 部
	・ 各種技術資料	1 部
	・ その他調査職員が必要と指示した資料	適宜
g. 上記 a.建築（総合）から f.その他の電子データ（CD-R 等）		1 部

※上記成果図書を基本設計業務報告書（A4 ファイル綴じ 1 部）として提出すること。

※上記成果図書の内、図面を基本設計図（A3 縮小版 2 部）として提出すること。

(2) 実施設計

成果図書		部数等
a. 建築（総合）	・ 国土交通省告示第八号別添一	各 1 部
b. 建築（構造）		
c. 電気設備		
d. 機械設備		
e. 既存施設解体		
f. その他	・ 工事費内訳書、数量計算書、各種積算資料	1 部
	・ 関係法令チェックリスト	1 部
	・ 法令又は条例等に基づく許認可等申請図書	適宜
	・ 透視図	1 式
	・ 完成予想 3DCG 動画	1 式
	・ リサイクル計画書	1 部
	・ 建築物の利用に関する説明書	1 部
	・ 住民説明等資料	1 部
	・ 概略工事工程表	1 部
	・ 業務報告書	1 部
	・ 打合せ記録簿	1 部
	・ 各種比較検討書	1 部

	・アスベスト、PCB 等調査報告書	各 1 部
	・その他調査職員が必要と指示した資料	適宜
g. 上記 a.建築（総合）から f.その他の電子データ（CD-R 等）		1 部

※上記成果図書を実施設計業務報告書（A4 ファイル綴じ 1 部）として提出すること。

※上記成果図書の内、図面は実施設計図（A2 版二つ折り製本 2 部、A3 縮小版二つ折り製本 5 部）として提出すること。

※本業務の成果物（提案書、図面、パース等）に関する著作権は、御所市に帰属する。

5. その他留意事項

（１）設計図書の作成

- ① 設計原図は原則 A2 とし、その他調査職員との協議によること。
- ② CAD データは jww 形式により作成又は変換済みのものとし、PDF 形式のものと合わせて提出すること。
- ③ 設計図書は調査職員との協議により、発注区分毎にまとめるものとする。
- ④ 指定部分及び国庫補助対象部分とその他の部分がある場合は、調査職員の指示によりそれぞれを区分して設計図書を作成すること。
- ⑤ 設計業務は予定工事費を遵守して実施するものとし、これを超過する見込みがある場合、また、関係法令等の手続により設計図書の修正が生じた場合は、速やかに調査職員と協議うえ、受託者の責において設計図書の修正を行うものとする。

（２）工事費内訳書の作成

- ① 積算業務は調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準によって行うこと。
- ② 積算に採用する単価等は調査職員の指示による。
- ③ 一式計上は極力避け、やむを得ない場合は別紙明細書又は代価表を作成すること。
- ④ 単価の採用根拠を明らかにするため備考欄にその旨を明記すること。
- ⑤ 工事費内訳書、数量計算書等は Microsoft Excel により作成すること。

（３）その他

- ① その他の提出書類は、御所市建設工事、測量・設計コンサルタント等委託業務における説明・各種様式及び調査職員の指示による。
- ② 既存施設について、アスベスト、PCB 等有害物質の有無を調査すること。また、仕上げ材等のアスベスト分析調査に伴う試料の採取については、調査職員と協議のうえ承諾を受けること。尚、アスベスト分析調査費用（5 試料）は本委託料に含む。
- ③ 法令又は条例等に基づく各種許認可等において納付する手数料等は本委託料に含まない。

6. 契約に係る特記事項

本業務における受注事業者の成績評価が良好以上である場合は、本業務の成果図書をもって実施する各種工事においての工事監理業務を本業務の受注事業者と随意契約により締結する予定である。ただし、本業務の受注事業者との随意契約を確約するものではなく、工事監理業務の実施を継続できない事由が生じたときはこの限りではない。